

令和3年5月26日

東京女子医科大学研究業績データベース運用ポリシー

1. 目的

東京女子医科大学研究業績データベース（以下、業績データベース）は、本学に所属する教職員および医療従事者（以下、入力者）の研究活動状況等を一元的に収集し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条2の規定に基づき、大学運営のための利用と、社会に向けて公開することを目的とする。

2. 入力対象者

助教以上の専任教員は入力必須とする。それ以外の医療従事者、非常勤の教員、ポスト・ドクターは任意とする。

3. データの入力

業績データベースへの入力は、入力者が各自の責任において適正に行うものとする。ただし、教室・診療科・領域（以下、教室・領域）の公開ページ用の入力は、各責任者の責任の下、責任者が指名した者（以下、代行入力者）が行うものとする。代行入力者は各所属の教職員とする。

4. データの公開

助教以上の専任教員については、現在の所属、職位、学歴および学術雑誌論文等の業績を公開必須とする。必須項目以外の項目もできる限り入力し、公開することが望ましい。各教室・領域については、所属教員名とその職位、講座概要、研究費受入状況を公開必須とする。

5. データの活用

入力されたデータは、入力者の利益および本学の運営上必要な場合に限り活用される。活用できる者とその用途は、以下の通りとする。活用にあたっては、個人情報保護を遵守し、入力者の不利益にならないよう配慮する。活用データには非公開データも含まれることがある。なお、個人、個別の教室・領域の範囲を超えるデータの出力は図書館に設置された業績部会事務局が行うものとする。

1) 入力者

- a. 自分自身の登録データを業績一覧や履歴書などに出力する
- b. researchmap へのデータ提供

2) 代行入力者

所属教室・領域の登録データを業績一覧に出力する

3) 業績部会編集事務局

- a. 大学基準協会や監督官庁から求められた場合の基礎資料
- b. 大学運営のための基礎資料
- c. 各種統計調査のための基礎資料

4) 統合教育学修センターIR 担当者

- a. 教員自己評価等の基礎資料
- b. 教育研究活動等に関する客観的・統計的な資料
- c. その他学長、学部長、学内委員会等に求められた統計的な資料

5) 学長が必要と認めた者

- a. 大学機関別および分野別認証評価のための資料など
- b. 研究戦略会議や研究推進センターによる大学の学術活動に関する調査
- c. その他

6. 個人情報保護

データベースシステム内の個人情報の管理および活用は、個人情報の保護に関する法律、東京女子医科大学における個人情報の保護に関するガイドライン、特定個人情報等取扱規程に準じる。

7. 遵守事項

業績データベースへの入力にあたっては、入力者および教室・領域の責任者が、それぞれの責任においてデータの正確さを保つこととし、撤回論文やその他不適切なデータを放置しない。業績データベース上で入力者が自らの責任の下で入力したデータの内容、および代行入力者が責任者の責任の下入力したデータの内容に関しては、入力者および教室・領域の責任者が責任を負う。